

焼津市移住・就業支援金

東京圏から焼津市に移住された方を対象に

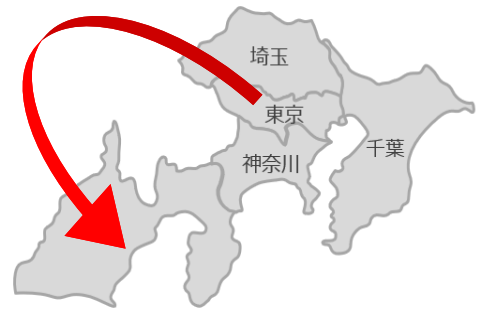
世帯**100万円**（単身の場合は**60万円**）交付します！

※令和4年4月1日以降に移住された世帯で、18歳未満の子がいる世帯は一人につき、30万円加算されます。

申請〆切：令和5年1月31日（火）

支給要件

- 東京23区の在住者又は
東京圏に在住し、東京23区へ通勤していた方で焼津市へ移住された方
- 以下①～⑤のいずれかに該当する方
 - ①就職
 - ・マッチングサイト（静岡就職ネット）のうち、
移住・就業支援金の対象企業に就職された方
 - ②起業
 - ・起業支援金の交付決定を受けた方
 - ③専門人材
 - ・プロフェッショナル人材事業又は先導的マッチング
事業を利用して就業した方
 - ④テレワーク
 - ・移住元での業務を引き続き、テレワークで継続する方
 - ⑤関係人口
 - ・過去に通算5年間焼津市に住民票があった方で、就業又は起業された方
 - ・ふるさと納税（移住前にふるさと納税を3回された方）
※1年に複数回寄附をされた場合は1回とみなします。
- その他
詳細は焼津市HPをご確認ください。
予算に達した時点で受付を終了いたします。



焼津市
HP



お問い合わせ先

焼津市 行政経営部 政策企画課 〒425-8502 焼津市本町2-16-32
TEL:054-626-2141 FAX:054-626-9334 Mail:kikaku@city.yaizu.lg.jp

○主な支給要件（移住後3ヶ月以上1年以内の方が申請の対象です。）

・次の1、2の要件の要件を全て満たし、3のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

1.移住元の要件

次のどちらかに該当する方

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ、住民票を移す直前に、継続して1年以上、東京特別区内に在住していた方。
- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、かつ、住民票を移す直前に継続して1年以上、東京圏※1（条件不利地域※2を除く）に在住し、東京特別区内へ通勤していた方。
（東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した方は、通学期間も、上記「5年以上」に含めることができる。）

※1東京圏・・・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県 ※2条件不利地域・・・焼津市HPをご確認ください。

2.移住先の要件

- 令和2年1月1日以降に移住したこと。
- 支援金の申請日から5年以上、焼津市に継続して居住する意思がある方。

3.次の(1)～(4)のいずれかに該当する方

(1).就業に関する要件（次のア、イのどちらかに該当する方）

ア.専門人材以外の場合

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地に所在すること。
- 勤務先が、都道府県が支援金の対象としてマッチングサイト※4に掲載している求人であること。
- 上記求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

※4 マッチングサイト・・・静岡県が開設しているマッチングサイト「しずおか就職net」

イ.専門人材の場合

- 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方

(2).起業に関する要件

- 静岡県が実施する地域創生起業支援事業の交付決定を受けており、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(3).テレワークに関する要件

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(4).関係人口に関する要件（次のア～ウのどれかに該当する方）

ア.静岡県5市2町※5で就職した場合

- 過去に通算5年以上焼津市に住民登録があった者であること。
- 通学期間を除いた期間で、当該要件を満たすこと。
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

イ.静岡県5市2町で起業した場合

- 過去に通算5年以上焼津市の住民基本台帳に記載されていた者であること。
- 静岡県が実施する地域創生起業支援事業の交付決定を受けており、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

ウ.移住前に焼津市へふるさと納税をした場合

- 移住前の5年間に、3回以上焼津市へふるさと納税制度による寄附金を支出したこと。
ただし、同一年度内における複数回の寄附は1回の寄附とみなす。

※5 静岡県5市2町・・・焼津市、静岡市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町

※上記はすべての要件を記載したものではありません。

詳細については、焼津市HPをご覧ください。下記までお問い合わせください。

焼津市 行政経営部 政策企画課 〒425-8502 焼津市本町2-16-32

TEL:054-626-2141 FAX:054-626-9334 Mail:kikaku@city.yaizu.lg.jp